

## (参考) 用語解説

### 「アジアインフルエンザ」

1957年に中国で流行が始まり世界中に感染が広がった、A/H2N2亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ。スペインインフルエンザよりも低い致死率だったが、世界で200万人以上の死者が出たと推定されている。

### 「陰圧病床」

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

### 「医療関係者」

患者等に対する医療の提供を行うために必要があると認めるときに医療の提供を要請できる対象を指す。

1. 医師
2. 歯科医師
3. 薬剤師
4. 保健師
5. 助産師
6. 看護師
7. 准看護師
8. 診療放射線技師
9. 臨床検査技師
10. 臨床工学技士
11. 救急救命士
12. 歯科衛生士

### 「インフルエンザ」

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）。

### 「インフルエンザサーベイランス」 →感染症発生動向調査

### 「ウイルスサーベイランス」

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗ウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。

インフルエンザ患者定点医療機関においてインフルエンザ患者から検体を採取し、保健所を通じて地方衛生研究所（衛生薬業センター）で確認検査を行い、検査結果を感染症サーベイランスシステム（NES I D）の「病原体検出情報システム」に入力し、国の感染症情報センターで集計、情報提供を行う。

### 「疑い症例調査支援システム」

感染症サーベイランスシステム（NESID）を用いて、大規模な流行の可能性のある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報（行動履歴、接触者情報を重点に置く）を登録し、疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結び付けていくシステム。

### 「疫学調査」

感染症の原因究明と流行状況の把握のため行う、患者や関係者などからの情報収集を含む一連の調査。

### 「家きん」

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行令では高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を指定。

### 「学校欠席者情報収集システム（学校欠席者サーベイランス）」

国立感染症研究所感染症疫学センターにおいて運用している症状別の学校欠席者情報の収集・閲覧をするためのシステム。各学校において入力されたデータを集計・分析し、地図上で地域における流行状況をリアルタイムで確認できる。2013年7月現在18,936校（全学校の40%）において導入されている。

### 「学校サーベイランス」 →施設別発生状況報告

### 「感染症サーベイランスシステム（NESID）」

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視することとしている。感染症サーベイランスシステム（NESID）はこれら発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、県と国の行政機関を結ぶネットワーク、あるいはインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。

### 「感染症指定医療機関」

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関および第二種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する。

本県には第一種感染症指定医療機関（一類感染症の患者の入院を担当させる医療機関）（1病院）及び第二種感染症指定医療機関（二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関）（4病院）として知事が指定した病院がある。

### 「感染症発生動向調査（インフルエンザサーベイランス(患者発生サーベイランス)）」

感染症発生動向調査のインフルエンザ定点医療機関（佐賀県内では39医療機関）において、インフルエンザ様の受診者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握するためのシステム。

インフルエンザ定点医療機関においてインフルエンザと判断した患者について、一週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告し、保健所において毎週火曜日（休日の場合はその翌開庁日）までに、感染症サーベイランスシステム（NESID）に入力し、地方感染症情報センター、国の感染症疫学センターで集計・解析し、インフルエンザの発生動向について情報提供を行う。

### 「感染症病床」

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症の患者を入院させるための病床である。

### 「感染率」

ある集団の一定期間内における新（規）患者発生数／その期間における平均人口

### 「帰国者・接触者外来」

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

### 「帰国者・接触者相談センター」

発生国から帰国したもの又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に照会するための相談センター。

佐賀県においては、「佐賀県新型インフルエンザ等相談コールセンター」において、帰国者・接触者からの相談と、一般の問い合わせを一元的に対応することとしている。

### 「空気感染（飛沫核感染）」

患者の咳やくしゃみなどによって空気中にでた飛沫の水分が蒸発した飛沫(エアロゾル)が、飛沫核(直径約5 $\mu$ m以下)となって長期間空気中に浮遊し、それを吸い込むことで感染すること。

代表的なものには結核、麻疹、水痘などがある。

### 「経口感染」

病原微生物によって汚染された水や食品を介して感染をしたり、患者の排便処理の後の手洗いの不備などで、食品が汚染されたり、物が汚染されたりして、その食品や物から感染をすること。代表的なものには、腸管出血性大腸菌、赤痢菌、サルモネラ属菌などがある。

### 「健康監視」

国内における発症者の早期発見を目的として、検疫所から都道府県知事に依頼される、発生国またはその一部地域からの入国者であって、停留をしないものに対する健康監視の措置。原則、患者と同一旅程の同行者とするが病原体の病原性感染性等を考慮し、対象者が選定される。

### 「健康観察」

患者の早期発見、まん延の防止を目的として、国内で発生した患者に接触し感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内に体温その他の健康状態の報告を求めることをいう。

### 「抗インフルエンザウイルス薬（抗ウイルス薬）」

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤である。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。ノイラミニダーゼ阻害剤の抗インフルエンザウイルス薬としては、オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）の他、ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（商品名：イナビル）、ペラミビル水和物（商品名：ラビアクタ）といった薬がある。

### 「高病原性鳥インフルエンザ」

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザとは別のA型インフルエンザの感染症のこと。

鳥インフルエンザの中には高病原性鳥インフルエンザウイルスがあり、家きんに対する病原性の強さによって、強毒タイプと弱毒タイプに分類されている。ニワトリが強毒タイプのウイルスに感染すると、その多くが死亡する。一方、ニワトリが弱毒タイプのウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められており、その感染は、鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに汚染された手から鼻へウイルスが入るなど、ヒトの体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染することが報告されている。

なお、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

### 「SARS（重症急性呼吸器症候群）」

2002年11月～2003年8月7日までに世界中で8,422人の患者と916人の死亡者が確認されたSARSコロナウイルスによる感染症。

当初は感染症法上の新感染症として位置付けられ、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。その後、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

### 「サーベイランス」

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況（患者および病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

### 「施設別発生状況報告（学校サーベイランス）」

学校におけるインフルエンザの流行状況を把握し、インフルエンザの感染拡大を探知するため、インフルエンザ様症状の患者発生による保健所管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の休校数等を把握するためのシステム。

保健所において、管内の学校等と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）の状況及び欠席者を把握し、都道府県等の本庁に報告し、都道府県庁の本庁において感染症サーベイランスシステム（NESID）に入力し、週単位で集計し情報提供する。

### 「CDC」

アメリカ疾病管理予防センター。

アメリカ国内・国外を問わず、人々の健康と、安全の保護を主導する立場にある連邦機関。

### 「指定（地方）公共機関」

特措法第3条第5項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する公益的事業を営む法人で、国又は都道府県知事が指定するもの。

医薬品又は医療機器の製造又は販売や、電気、ガス、運輸、通信などの公益的事業を営む法人は、その社会的責務を有しており、他の事業者とは異なり、危機時においてその本来的業務を通じて特別の社会的責務を果たすことが期待される。

### 「集中型医療」

県内患者発生が遅延を目的に、県内の感染症指定医療機関（5病院）を中心に、帰国者・接触者外来及び感染症病床等で新型インフルエンザが疑われる患者への診療・入院治療を実施する体制。患者数の規模や必要に応じて入院協力医療機関で対応を行うことも想定。

### 「症候群サーベイランス」

新興・再興感染症の流行、新型インフルエンザ、生物テロや未知あるいは稀な感染症に対する「早期探知」を迅速に行うことを目的としている「症状」のサーベイランス。

### 「新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009」

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」とされている。

### 「新型インフルエンザ等対応薬局」

発熱患者専用窓口や発熱患者専用室等を整備したまん延拡大防止策を講じた薬局のこと、主に次の2つの機能をもつ。①県内感染期までの間、初期対応医療機関の外来患者を特定の薬局に誘導し、新型インフルエンザ等のまん延をできる限り防止する。②県内感染期以降、地域の拠点薬局として投薬体制を維持する。

### 「新感染症」

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。



### 「診療科別重症度別診療体制」

新型インフルエンザ患者の重症度に応じて、小児科、産科、腎透析診療、循環器・呼吸器疾患の診療科別に「外来診療施設」、「中等症例入院施設」、「重症例入院施設」に分けて対応・協力する診療医療体制。

### 「新臨時接種」

予防接種法第6条第3項に基づく臨時予防接種。

インフルエンザ（H1N1）2009のような、臨時の予防接種が実施されうる状況ではあるが、疾病に罹患した場合の病状の程度が重篤でないと認められる場合に、公権力による勧奨は行わないものの、対象者に接種の努力義務をかけずに予防接種を行う仕組み。

### 「スペインインフルエンザ」

1918年から1919年にかけて流行したA/H1N1亜型のウイルスを病原体とする新型インフルエンザ。

全世界で人口の25～30%が発症し、4,000万人が死亡したと推計されている。

スペインインフルエンザでは、3回の流行の波があり、今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があると考えられている。

### 「咳エチケット」

感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。

新型インフルエンザ対策では、個人予防と共に、感染拡大の阻止のために重要である。

- \* 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1 m以上離れる。
- \* 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- \* 咳をしている人はマスクをする、またはマスクの着用を促す。  
マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。（一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要。）
- \* マスクの装着は説明書をよく読んで、なるべく顔に密着するように正しく着用する。

### 「接触感染」

感染源に直接接触した手や体によって引き起こす直接接触感染と汚染された媒介無生物（汚染機具、汚染リネンなど）を介して起こる感染接触感染とがある。

### 「WHO」

世界保健機関。World Health Organization の略で、健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的とされた国際連合（国連）の専門機関。1948年に設立され、本部はジュネーブにある。

### 「定員超過入院」

医療法施行規則第10条ただし書きに基づき、定員を超過して患者を入院させること。

※医療法施行規則第10条条文(抄)

病院、診療所又は助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 一 病室又は妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 二 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 三 精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室でない病室に入院させないこと。

### 「テレワーク」

従業員が自宅等の通常の職場以外の場所で柔軟に仕事を行うこと。職場内感染の機会を減らすことで、まん延防止効果が期待される。

### 「特定接種」

特措法第28条の規定に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種。

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1 以外の感染症であった場合や亜型がH5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

### 「特定物資」

特措法第55条の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために必要であると認める時に売り渡しを要請する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

※特定物資（特措法施行令第14条関係）

イ 医薬品（抗インフルエンザ薬を除く）

ロ 食品

ハ 医療機器その他衛生用品

ニ 燃料

ホ イからニに掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの

### 「トリアージ」

災害発生時などに、多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

### 「入院勧告」

都道府県知事は、感染症法第19条に基づき一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。新型インフルエンザ等感染症は、法第26条で特定、一類及び二類感染症指定医療機関に勧告することができる。入院期間については、「感染症の診査に関する協議会」で審査を行い、72時間を期限とした応急入院のあと、10日以内の期限を定めて入院させることができる（再延長も10日以内）。

### 「入院勧告解除」

新型インフルエンザ等感染症では、都道府県等は、疫学調査により患者の感染経路が追跡できなくなり、入院勧告による感染拡大防止及び抑制する効果が得られなくなった場合、又は感染症指定医療機関等が満床となった場合、新型インフルエンザに使用可能な病床を勘案しながら、国と協議した上で感染症法第19条に基づく新型インフルエンザ患者の入院勧告を中止する。

### 「入院協力医療機関」

感染拡大時、パンデミック時に発熱外来及び重症の入院患者を受け入れることに同意のあった、公的医療機関等を中心にした次の医療機関。

- ① 県内の第一種感染症指定医療機関1か所、第二種感染症指定医療機関4か所
- ② 医療法に定める公的医療機関（自治体病院、日赤、済生会病院等）
- ③ （独）国立病院機構、（独）国立大学法人、（独）労働者健康福祉機構における医療機関
- ④ その他の医療機関

### 「入院サーベイランス」

インフルエンザと診断された重症及び死亡患者の数及び臨床情報を捕捉することにより、インフルエンザによる重症者の発生動向や病原性の変化を把握するためのシステム。

入院医療機関において、医師がインフルエンザ患者の急性脳症、人工呼吸器装着、集中治療室入室、死亡を確認した場合に連絡を行い、連絡を受けた保健所が毎週火曜日（休日の場合はその翌開庁日）までに暫定感染症サーベイランスシステム（iNESID）に入力し、週単位の集計結果を情報提供する。

### 「濃厚接触者」

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

### 「パンデミック」

感染症の世界的大流行。

ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### 「パンデミックワクチン」

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト-ヒト感染を生じたウイルスまたはこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

### 「PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)」

DNAをその複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて、大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。

インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて、DNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

### 「PPE (Personal Protective Equipment : 個人防護具)」

マスク・ゴーグル・ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射線物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途 (スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等) に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。

### 「飛沫感染」

患者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれる病原微生物を、周囲の人が吸い込み感染すること。この場合、空気感染と異なり、しぶきの届く範囲に限られ、病原微生物が長時間空気中に漂うことはない。代表的なものにはインフルエンザ、SARSなどの呼吸器感染症がある。

### 「病原体サーベイランス」

感染症サーベイランスの内、特に、感染の原因となった病原体について、患者報告を行う医療機関から検体（糞便、咽頭ぬぐい液など）を採取し、地方衛生研究所で病原体の種類を確認を行うことで、感染症を起こした病原体毎の発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

### 「病診連携・病病連携」

病診連携とは、病院と診療所間の体制における連携のことをいい、病病連携とは、病院と病院間の診療体制における連携を指す。

### 「標準予防策」

「人の血液・体液や人から分泌・排泄される全ての物質（尿・痰・便・膿など）は感染症のおそれがある」とみなして対応する方法。

これらの物質に触れた後は手洗いを励行し、あらかじめ触れるおそれのあるときは、手袋・エプロンなどを着用する。

### 「不顕性感染」

感染が起きているにもかかわらず発病に至らない状態をいう。検査等を行わないと識別が出来ない。

### 「プレパンデミックワクチン」

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### 「薬局サーベイランス」

国立感染症研究所感染症疫学センターにおいて運用している特定の薬効分類別の処方箋情報の収集・閲覧をするためのシステム。

対象薬剤は総合感冒薬、解熱鎮痛剤、抗生物質、タミフル・リレンザ、アシクロビル製剤の5種。迅速かつ広範で、現場の負担のないインフルエンザ患者の情報収集方法と考えられている。2014年1月現在9,575薬局（全薬局の約17.2%）において導入されている。

### 「予防投与」

患者と接触し感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、発症を抑制し感染拡大のリスクを軽減するため、抗インフルエンザウイルス薬等を発症前に投与すること。

### 「ワクチン」

疾病の原因となるウイルスや細菌そのもの、もしくはその構成成分や産生する毒素を、弱毒化又は無毒化した薬剤のこと。体に接種することで起こる、生体防御反応（免疫応答）を利用し、感染症を予防するために用いる。

### －参考図書・HP－

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 平成25年6月7日 用語集

新型インフルエンザ等対策ガイドライン 平成25年6月26日

感染症予防必携第2版 財団法人日本公衆衛生協会

国立感染症研究所感染症疫学センターHP

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所HP

東京都感染症マニュアル2009

新感染症学（上）出版：(株)日本臨牀